

追加

企画県土警察常任委員会資料

(平成21年10月8日)

1. 大橋川改修事業に係る最近の状況について【河川課】……………1ページ

県土整備部

大橋川改修事業に係る最近の状況について

平成21年10月 8日
河 川 課

1 境港市、米子市の対応状況（経過）

(1) 境港市

- ・ 4月15日 県を通して、中海護岸に対する要望書を中国地方整備局に提出。
- ・ 5月23日 国と県が市民説明会を開催し、専門家から暫定堤防高の安全性を説明。
- ・ 5月26日 渡地区治水対策協議会への説明会を開催。
- ・ 6月 5日 境港市要望事項に対し、中国地方整備局が県に回答。〈資料1〉
- ・ 6月19日 市議会「中海問題調査特別委員会」で中国地方整備局の回答を説明。
- ・ 9月 8日 渡地区治水対策協議会役員への説明会を開催。
- ・ 9月18日 市議会「中海問題調査特別委員会」に取り組み状況を報告。

(2) 米子市

- ・ 5月14日 県が市から申入れ事項の聞き取りを行う。
- ・ 6月 4日 出雲河川事務所長が市長を訪問し、市の申入れ事項に対し口頭回答。〈資料1〉
- ・ 7月 4日 国と県が市民説明会を開催し、専門家から暫定堤防高の安全性を説明。
- ・ 7月23日 崎津地区説明会を開催。
- ・ 8月27日 大橋川改修事業に係る市議会の勉強会。
- ・ 9月17日 市議会「中海問題等調査特別委員会」で中海護岸の整備等に関する要望書を審議。
- ・ 9月28日 中海護岸の整備等に関する要望書を県に提出。〈資料2〉
- ・ 10月1日 要望書を中国地方整備局に提出。

2 県の対応状況

- ・ 9月 3日 県議会常任委員会が、大橋川、中海護岸整備箇所の現地調査。
- ・ 米子市、境港市及び中国地方整備局と整備内容について協議を実施中。

3 斐伊川水系河川整備計画策定の進捗状況

- ・ 7月30日 第1回「斐伊川河川整備懇談会」の開催。（懇談会の設立）
- ・ 9月17日 第2回「斐伊川河川整備懇談会」の開催。（現地視察（斐伊川上中流域））
- ・ 9月26日 第3回「斐伊川河川整備懇談会」の開催。（現地視察（斐伊川下流域））
- ・ 10月4日 「斐伊川住民意見発表会」の開催。（米子市）

4 今後の対応

- ①米子市の要望書に対する国の回答が届き次第、米子市へ送付し、確認を得る。
- ②米子市の要望書に対する国の回答も踏まえ、県としての確認事項を国に照会。

<資料 1>

(H21年6月5日) 境港市の要望事項に係る文書回答

	境港市の要望事項	国土交通省の回答
①	外江貯木場は国が実施主体となって整備内容を示すこと	外江貯木場の堤防開口部については、現在、その整備内容を貯木場管理者と調整しているところであるが、短期整備箇所として、河川管理者が最終的な責任をもって対応する。
②	渡漁港の具体的な整備概要を地元へ提示すること	地元協議も踏まえ、できるだけ早い時期に具体的な整備概要を提示する。
③	米子空港北側の具体的な整備概要を明確にすること	空港北側は、中期整備追加箇所であるが、当面の対策として、空港地区からの浸水を防止する緊急対策を講じる。
④	暫定堤防高2.5mの安全性について、専門家を交えて市民に解りやすい説明を行うこと	暫定堤防高 HP+2.5mについては、中海の洪水・高潮を含めた既往最大水位時に浸水しないよう設定されており、その安全性については、5月23日に鳥取大学大学院 松見教授をお招きし、市民に対する説明会を開催した。
⑤	内水対策について国は積極的な支援を行うこと	内水対策については、湖岸堤整備に伴って必要となる樋門、樋管の整備を行うほか、具体の要望に基づき、中海周辺の降雨・水位情報等につき提供を行うなど、河川管理者として積極的に支援する。

(H21年6月4日) 米子市の申入れ事項に係る口頭回答

	米子市の要望事項	国土交通省の回答
①	旗ヶ崎承水路の実施主体と整備方法を明確にすること	短期整備箇所として、河川管理者が旗ヶ崎承水路入り口に中海の水位上昇に伴う浸水を防止するための排水門の整備を行う。
②	内町の下水ポンプ場前面の護岸整備について、10年以内に対応すること	内町の下水ポンプ場前面の護岸については、10年以内整備を行う。
③	内水対策について国は積極的な支援を行うこと（旗ヶ崎承水路付近、空港南側の葭津地区）	境港市⑤と同様。
④	暫中海の流動（流向・流速）に係るモニタリングの箇所を追加してもらいたい	今後、モニタリング協議会（構成員；専門家、鳥取県、島根県、米子市、境港市等沿川市町）を設立し、モニタリング計画の策定にあたり、モニタリング箇所の追加を具体的に検討する。
⑤	境港市と同様に市民説明会を開催してもらいたい	要望があれば、市民説明会を開催する。 境港市と同様の市民説明会を開催。(7/4)

(H21年9月28日提出) 米子市の要望事項

米子市の要望事項	
1 中海護岸整備に関する事項	
(1)	中海護岸整備については、国が事業主体となり、現在示されている工程表に基づき暫定堤防高の整備を終えること。
(2)	内町の下水ポンプ場の前面護岸については、隣接地に低い宅地があるため、優先度を上げ早期に整備を実施すること。
(3)	中海護岸の整備に関連した内水対策についても、国として積極的に対応すること。
(4)	今後、暫定堤防高で整備された中海沿岸域で越水被害が生じた場合は、国が主体的にその原因を調査し、必要な措置を講ずること。
2 中海の水質に関する事項	
(1)	中海の水質や水象（流向、流速、水位）に係る測定箇所を追加したうえで、モニタリングを継続的に実施すること。更に、必要に応じて必要箇所を追加すること。
(2)	※ 中海水質改善対策協議会での水質モニタリングの評価に基づき、新たに水質改善策を講じる必要が生じた場合は、速やかに協議し適切な対応がなされること。
3 大橋川改修事業環境調査に関する事項	
(1)	大橋川改修事業環境調査において、彦名・崎津地区で実施した地下水位のモニタリングを引続き実施するとともに、その数値を定期的に公表すること。
4 その他に関する事項	
(1)	国・両県・中海沿岸自治体を構成員とし、中海及び沿岸域の水に関する諸問題を検討する協議会を設置すること。
(2)	※ 今後、頻繁に連絡調整が必要になると考えられることから、鳥取県の窓口を地元の西部地区に設置すること。

(注) ※印は、鳥取県に対しての要望事項